

いわて児童館テキスト Vol.4

平成20年度発行

監修

岩手県立大学社会福祉学部

准教授 三上邦彦さん

執筆協力

宮古児童相談所

所長 田村幹雄さん

北松園児童センター

館長 木村泰雄さん

企画制作

県立児童館いわて子どもの森

〒028-5134

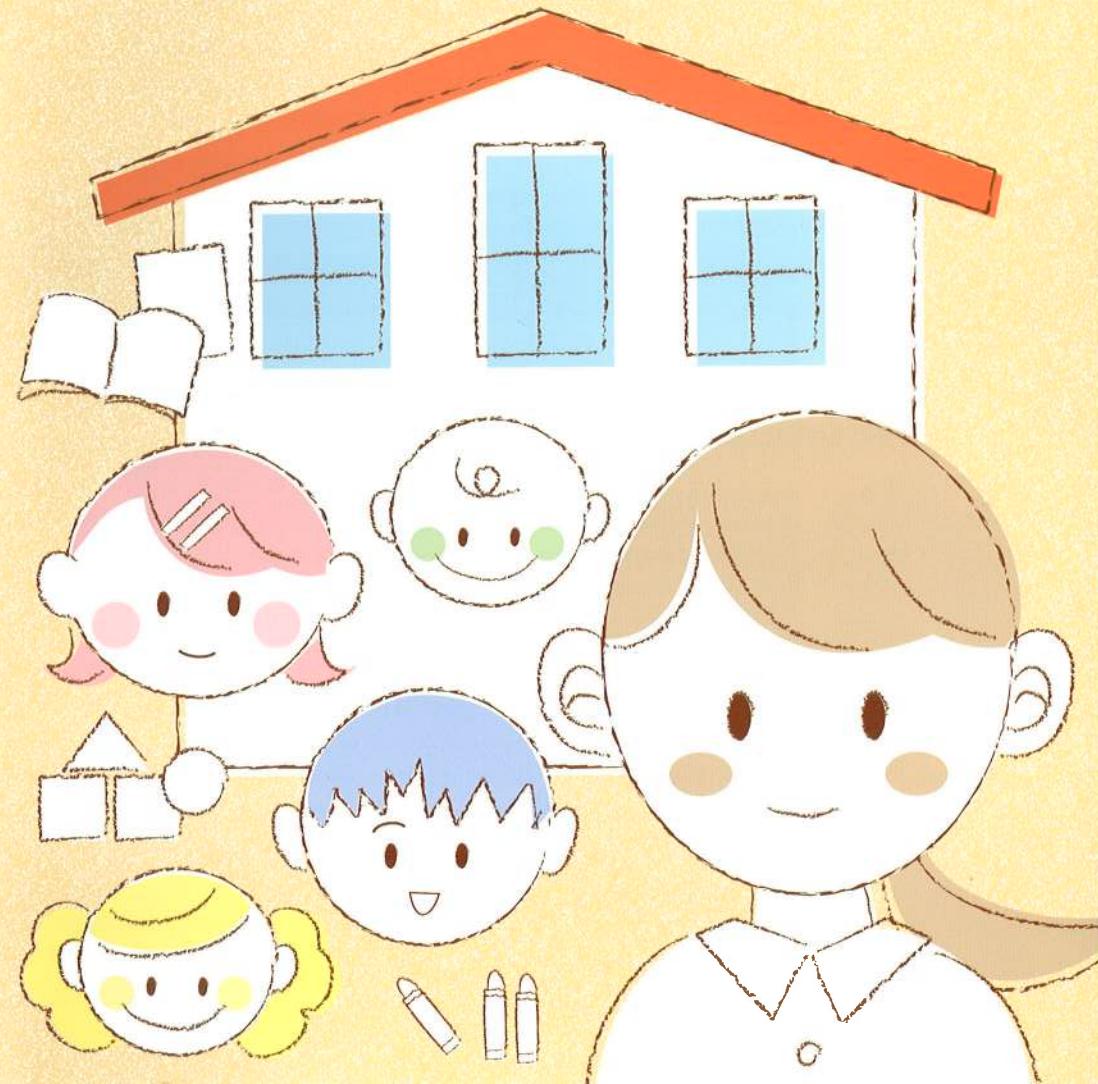
岩手県一戸町奥中山字西田子1468-2

TEL 0195-35-3888

FAX 0195-35-3889

いわて児童館 テキスト Vol.4

児童館と子ども虐待防止



も
く
じ

I なぜ、いま、児童館で虐待防止なのか	
いわて子どもの森 館長 吉成信夫	1
I-1 児童館だからこそできること	1
I-2 マルトリートメントってなに？	2
I-3 私たちのしごと	3
I-4 地域ネットワークとつながる、つなげる	5
I-5 子ども観をもつことの大切さ	5
II 子どもの虐待とは何か	
宮古児童相談所 所長 田村幹雄	6
II-1 子どもの虐待増加中	6
II-2 どこまでが虐待か	7
II-3 子どもの虐待の内容	8
II-4 子どもの虐待の問題性	9
II-5 子どもの虐待が起こる要因	10
II-6 子どもの虐待防止の取り組み	10
II-7 周囲の関係機関に期待されていること	11
II-8 連絡する時に心配なこと	12
II-9 虐待のサイン(チェックリスト)	14
II-10 子どもから虐待についての話を聞く時の留意事項	16
II-11 担当市町村・児童相談所に連絡した後	16
II-12 子どもの虐待の予防について	17
II-13 地域ネットワークでの対応事例	
事例1 夜に外に放り出す	19
事例2 ごみ屋敷からの脱出	20
事例3 毎日体にあざのある事例	21
参考文献	21
III 子どもが話せる関係づくり・親が話せる関係づくり	
北松園児童センター 館長 木村泰雄	22
III-1 凍れる瞳・閉じた心	22
III-2 居場所としての児童館	23
III-3 子どもの心に寄り添い、涙の一滴を受け止める	24
III-4 豊かな活動を通して自分に自信を	25
III-5 親も被害者、寛容こそ変化の芽	26
III-6 弱さをいとおしみ、温もりのある絆を	27
IV 子どもと親を支える地域ネットワーク関係づくり	
北松園児童センター 館長 木村泰雄	28
IV-1 虐待の連鎖・再発	28
IV-2 点を線に、線を面に	29
IV-3 一人ひとりの命と心を輝かす	32
参考・引用文献	32
インタビューコラム	33
V 児童虐待に関わる相談機関	36
あとがき	38

I なぜ、いま、児童館で虐待防止なのか

いわて子どもの森 館長 吉成信夫

I-1 児童館だからこそできること

子どもの虐待防止が叫ばれる今日、その対応に児童相談所も自治体の福祉窓口も日夜追われています。子どもの森が県の事業としてこれまで5年間にわたって県内各地で毎年開催してきた「情報交換会」でも、子どもの虐待が疑われる話を現場の指導者の方々から出されるケースが毎年あります。実際、児童館に来る子どものことでの年も児童厚生員の方が自分の胸の内を出せないで悩んでいたけれど、ようやく話せたというのも過去にはありました。私たちおとなでさえどう対応すべきか判断に迷ってしまうことを、子どもが、虐待を受けている当事者であればなおさらのこと、誰にも言えるはずもありません。子どもが言葉に出して言えなくともSOSのサインは何らかのかたちで出されていることがあります。

サインを読み取り、子どもの心やからだのいつもと違う状態を察してくれるおとなが周囲にいないことが、現代の日本社会の大きな課題となっているのだと思います。

私たち現場の児童館職員は、「虐待に関する問題は児童相談所や行政の福祉窓口が専門だからそこですべてやってね」とその場で目をつぶることができません。毎日、子どもたちが訪れ、子どもたちの日々の遊びの現場を持つ児童館だからこそできることがあるのだと腹を決めておくことが必要です。それは児童館がこれまで地域の中で担ってきた特性、役割と深く関係しています。児童館は本来学校とは異なり、遊びを通して、子ども(中高校生も含めて)が安心して自由に率直に話ができる、子どもの居場所として運営されてきたものだからです。もちろん、そこにいるおとな(館長さんや児童厚生員さん)に対しての信頼感がなければ子どもは本当の話を絶対しないわけですが。子どもに関わる私たちが、信頼に足るかどうかを鋭く本能的にいつも子どもたちに問われているのだと思うのです。

I-2 マルトリーントメントってなに？

「おとの子どものに対する不適切な関わり」のことを言うのですが、この言葉を聞いたことがあるひともいらっしゃると思います。虐待を含めた、広い概念として、児童館が子どもの虐待予防の場としての機能を果たしていく上で、意識しておくべき言葉です。明らかな虐待と言えるあざや骨折がまだ生じていなくても（辛い言い方ですが）、危険が予測される場合や、（子どもが心理的な苦痛）を感じていたりする場合のことを意味します。（下図：仙台市虐待対応マニュアルより）

児童館はマルトリーントメントの概念で考えれば、虐待に至らないことであっても、子どもの心からだの健やかな発達を阻害するものごとを注意深く意識しておくことは、不可欠なしごとであることをあらためてここで強調したいと思います。

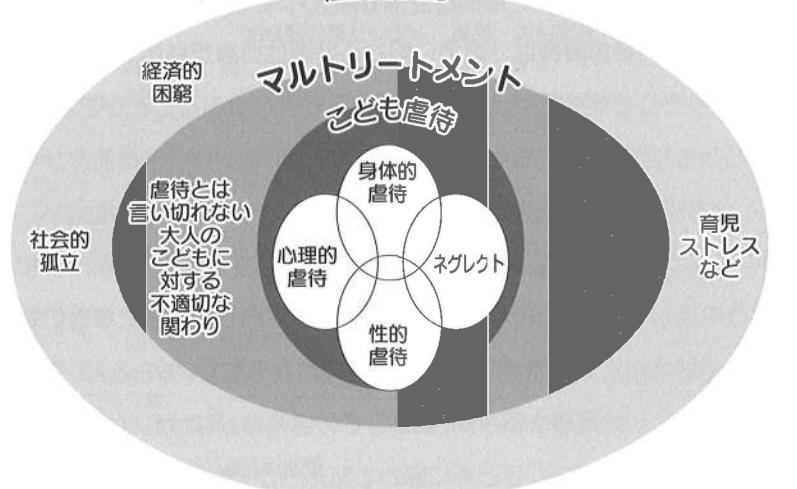
マルトリーントメント

「虐待」より広い概念として、「マルトリーントメント」という言葉があり、「大人のこどもに対する不適切な関わり」を意味しています。

マルトリーントメントは、前述の虐待の4つの定義を表すだけでなく、保護者に限らず、例えばきょうだいや他の大人が、あざや骨折がまだ生じていなくても、殴ったり蹴ったりするような「不適切な関わり」することにより、「明らかに危険が予測されたり、子どもが苦痛を受けたり、明らかな心身の問題が生じているような状態になること」まで含めて考えられています。

虐待の問題を考える場合、こうした「不適切な関わり」にも注意を払いながら取り組むことが大切です。

社会的要因



（仙台市虐待対応マニュアルより）

I-3 私たちのしごと

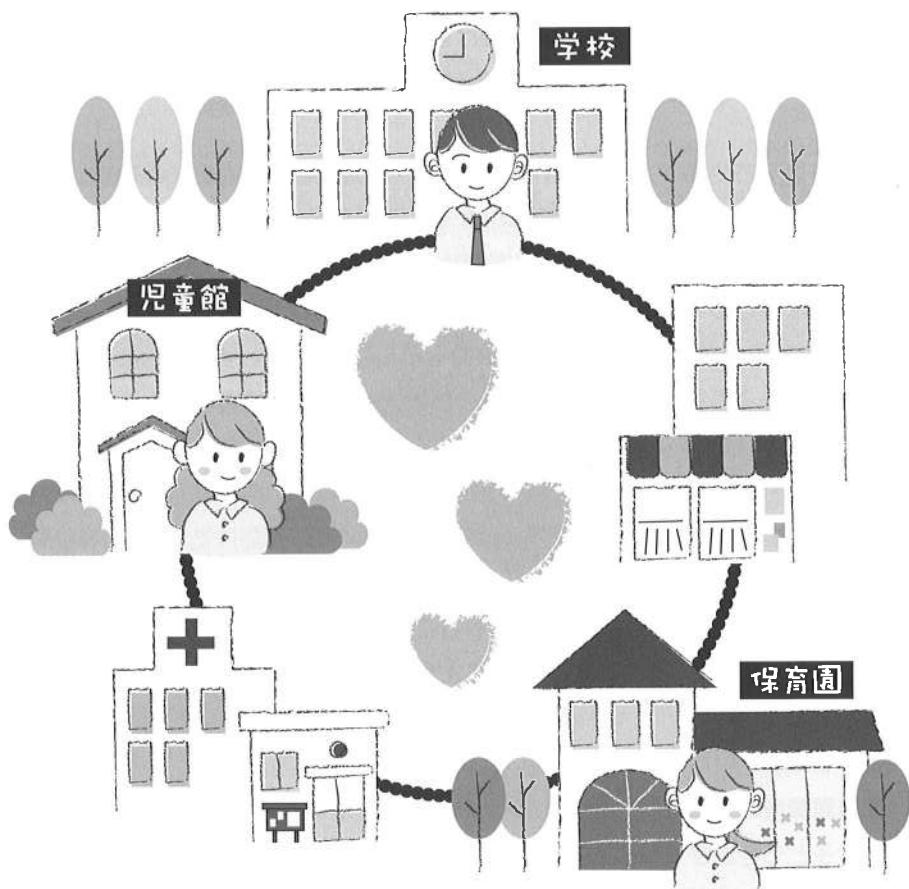
子どもの虐待が発生する以前に、子どもが乳幼児期を経て学齢期にあがるまでの間に、幾つもの機関や施設、子どもに関わる様々な人の出会いがあり、それぞれの子どもの発達を見守る機会があるはずです。その際に、課題や問題を抱えた気になる子どもの発見がなされ、事前に予防的な対応を取ることができれば、深刻な事態に至ることを避けることができるはずです。その点、保育園や幼稚園、児童館は、子どもたちに近い生活の場、遊びの場であるため、学校よりも子どもの身体的な虐待や暴力の兆しを日常の何気ない遊びや生活保育を通して発見することができやすいと言われています。これは一刻を争う緊急の対応だけに限りません。子どもの言動の変化を注意深く見守り続ける中で、その背景にある心理的理由を探りつつ、子どもへの援助を継続することは私たち児童館職員の大切なしごとのです。

子どもは辛さや恥ずかしさ、恐怖心などから虐待もしくは虐待に近い扱いを受けている事実を話すことはあまりないかもしれません。自分が悪い子だからつい目にあっていると思い込んで自分を責めている場合があることを私たちはあらかじめ想像しておく必要があります。そんな時は、「あなたが悪いわけではない」とを伝えて、子どもをまるごと認める姿勢を示しながら、少しずつ自分の気持ちを話してくれるような雰囲気をつくることが大切です。児童館の中での子どもからの相談は、多くは突然始まります。遊びと遊びの間の中休み、ふいに児童厚生員の横に寄って来て家族の関係や学校でのいじめをぽつりぽつりと話し始める子どもがいます。私自身の体験でも、うろたえながらただ話を聴くだけで立派なアドバイスなんか何もできなかったのですが、それでも話を受け止めてくれるおとなが児童館にいるということだけでもそれは今ここで傷つき悩んでいる子どもの拠り所になるのだと思います。さらに言えば、子どもといっしょに問題解決の方向を探る行動をしてくれるおとなが児童館にいれば、子どもが自分への自信、自己肯定する気持ちを育てていくことへと歩み出すことができるのです。

児童館職員のしごとは、子ども虐待の予防だけではありません。虐待を受けてしまった子どもを温かく受け入れ、見守りを続けることとともに、その子どものお母さんやお父さんのサポートもあります。もちろん児童館職員だけで対応できない

こともありますので、地域の様々な機関と日頃からつながりを持っておくことが大切です。

エコマップという手法で関係を図にあらわしてみるとみなさんの児童館を取り巻く社会資源である施設やキーパーソンとなるひととの関係の強さ弱さがわかります。みなさんの児童館を中心にして、地域の中で日頃からの児童館活動でつながりを持っている様々なひとや団体を紙に書き出してみて事務室に掲示しておくといいと思います。職員の方々が長い時間かけて築いた、児童館を訪れる方々との日常的な良い関係が子ども虐待防止にも生きるのです(P31参照)



I-4 地域ネットワークとつながる、つなげる

北海道中標津町では、町役場子育て支援室の下に、児童虐待防止の地域のコアセンターとして児童館(4館と子育て支援センター1館)の位置づけを明確に再定義して、役場と児童館の連携を強めています。先頃、役場の担当者にお目にかかる機会があったのですが、「児童館は地域の虐待防止の最後の砦だ！」と話してくれた言葉が、強烈な印象として私の胸に残っています。町と児童館がばらばらに存在している状況では、虐待の通告を児童館から発することに児童館職員は躊躇してしまいます。後で誰が通報したのか、と地域の中で犯人探しがなされることになる場合があるからです。そうなれば児童館に虐待を受けた子どもがまた通ってくる可能性を閉ざすことにつながりかねません。だから、中標津町のような連携と役割分担についての共通理解が必要なのだと思います。

I-5 子ども観をもつことの大切さ

以前このテキストの1号でも述べたのですが、「子ども観」についてもひとこと触れてみたいと思います。子ども観とは何でしょうか。どういう子どもに育ってほしいかという私たちの願いや思いをあらわすものをそう呼びたいと思います。児童館は学校とは違いますので、いわゆるおとなが御しやすいという意味での「良い子」の育成に取り組む必要はないはずです。「成績や評価につながらない関係をもつところ」であることは、明確です。子どもたちが素のままでいられることを保証できる場であることを支えることが、私たちの役目です。

子どもの森では、「おとなも子どもも、のんびり、ゆっくり、ぼけーっとしようよ」というメッセージに館の子ども観を集約しているつもりです。それぞれの児童館に応じて、それぞれの集約すべき子ども観があるのだと私は思います。

虐待に対するものであってもなくとも、私たち児童館職員が子どもと関わる時の基本的な対応方は変わるものではありません。評価をしないこと。共感を伝えられる関係を築くためのあらゆる努力をすること。子どもの話を聞くこと、注意深く聴き取ること。これらを軸として、子どもと向き合う児童館、職員でありたいと思います。

II

子どもの虐待とは何か

II-1 子どもの虐待増加中

子どもの虐待をめぐる状況は大きな問題になっています。毎日のように子どもの虐待に関わるニュースがテレビや、新聞で報道されています。ここ十年間では、岩手県でも全国でも増加しています。岩手県内ではここ2年間は大きな増加は見られませんが、相談の中身はより深刻に、かつ複雑化している状況です。増加していることについては、虐待という問題が増加しているのではなく、社会の意識の変化や子どもの虐待防止制度の改正により子どもの虐待に関する相談が多く寄せられるようになったということであると言われています。したがって、まだ子どもの虐待は潜在していると考えられます。市町村での子どもの虐待相談の受け付け対応は平成17年度から始まりましたが、相談件数は年々増加しています(表1～3)。

表1

全国児童虐待相談件数(児童相談所)

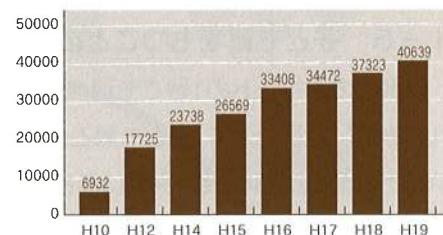


表2

岩手県内児童相談所子どもの相談取り扱い件数

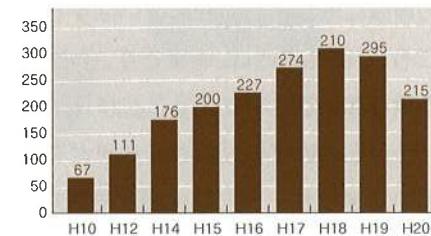
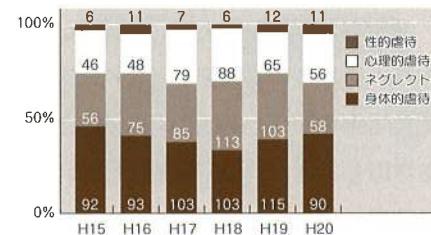


表3

虐待内容の年度別比率(岩手県)



II-2 どこまでが虐待か

しつけと虐待

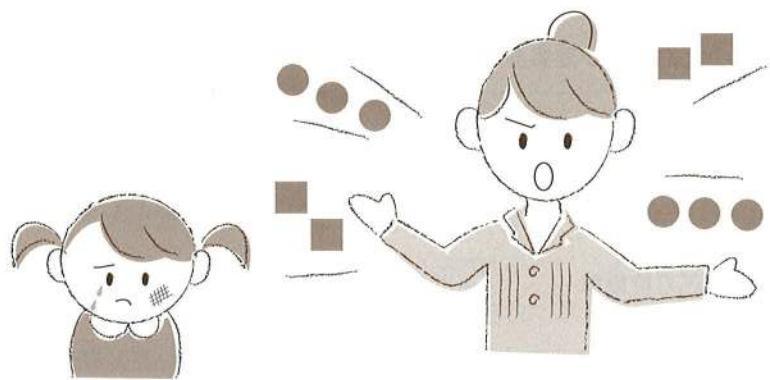
虐待をしている親の多くが“しつけ”的めとしています。その主張は「自分は正しいことをしている。子どもが悪い。子どものためにしつけている。」というものです。

また、子どもに甘く見られないためには暴力が必要という意見もあります。しかし、これは子どもを全く尊重しない考え方です。

しつけは子どもの成長や発達のために必要な行動です。しかし、しつけに暴力や暴言が伴うと虐待になります。

しつけのために体罰を加えたら子どもは悪さをしなくなったということも聞こえてきます。悪さをしなくなったからそれで良いとは言えません。悪さを外部の大人の力(体罰等)で抑えると、その力が弱まると一挙に悪さが噴出します。悪さをする気持ちを抑えるために必要な子ども自身の内部にコントロールする力を育てていくようにしなければなりません。

1回叩いたから虐待ではないとか10回叩いたから虐待であるとは言えません。子どもの成長にとってマイナスであればその接し方は虐待であると考えられます。虐待は、親の意図とは関係なく、その行為そのものが子どもの成長、発達にとって有害かどうかという観点から判断することがとても大切です。子どもが安心した気持ちで生活していない状況があれば虐待を考えてみることが大事です。虐待かどうかは大人の考え方ではなく、子どもを基準にして判断したいものです。



II-3 子どもの虐待の内容

身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること

殴る、蹴る、投げ落とす、首を絞める、溺れさせる、タバコの火を押し付ける、戸外に閉め出す、縄などで身体を拘束、異物を飲ませるなど

ネグレクト

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、その他の保護者としての監護を著しく怠ること
家に閉じ込める、病気やけがをしても病院につれて行かない、ひどく不潔なままにする、適切な食事を与えない、同居人の子どもへの暴力を放置する、自動車内や家に置き去りにするなど

心理的虐待

児童に著しい心理的外傷を与える行動を行うこと
言葉によるおどし、脅迫、無視、きょうだい間の差別的な扱い、子どもの前でDV（ドメスティック・バイオレンス）等
家族への暴力行為を行うなど

性的虐待

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること
子どもへの性交・性的いたずら、性器や性交を子どもに見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど

その他の虐待

代理ミンヒハウゼン症候群……子どもの病気を装い、一生懸命看護している親として、周囲の関心を引く

マルトリーントメント…………大人（15歳以上）の子どもに対する不適切な関わり（家庭外での不当な行為）

乳幼児揺さぶり症候群…………あやすために乳幼児を乱暴に揺さぶることによって生ずる頭部外傷

虐待は身体的な虐待だけが社会的にもイメージされ、問題になってきていましたが、言葉の暴力（心理的虐待）や子どもをほったらかしておくこと（ネグレクト）なども虐待と定義されています。岩手県でもネグレクトによる虐待相談が増加しています。

ネグレクトには栄養学的ネグレクト、身体的ネグレクト、医療的ネグレクト、保護・監督ネグレクト、情緒的ネグレクトなどがあります。

（子どもネグレクトアセスメント研究会）



II-4 子どもの虐待の問題性

虐待は子どもの権利（後述）を侵害し、子どもが安心して生活し、成長する権利を奪うものです。

子どもの心と身体に深い傷を残し、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与えます。子どもの成長を阻害（成長の可能性を摘む）したり子どもの心に大きな傷を負わせる行為なのです。

直接的には身体的暴力による生命の危険や外傷による障害等、ネグレクトでは栄養や刺激の不足による発育不良や発達の遅れをきたすこともあります。

心の面では自分に自信が持てなくなり、他人も信用できなくなり、日常生活や対人関係をスムーズに取れなくなることがあげられます。虐待を受ける体験によりトラウマ（心的外傷）を抱えることから、様々な行動上の問題や精神症状等が出現し、安定した愛着関係を形成できないことも生じてきます。対人関係の持ちにくさなどから不登校や自傷行為などの非社会的行動や非行等の反社会的行動に発展することもあります。さらには、虐待に加え、受容・評価されないことによる自分をだめな子であるとか人に愛されない子であるというようにとらえ、不安感を強くして情緒的な問題を引きずることや虐待された本人が大人になって、自分の子どもを虐待するようになる（世代間伝達）場合もあります。

II-5 子どもの虐待が起こる要因

- 養育者側の要因** 性格問題、精神疾患、知的障害、アルコール依存、経済的問題
子育て経験不足、母親の育児負担、望まない出産、養育力不足
- 家庭生活の要因** 家庭生活にストレスフルな状況（DV、不和他）
- 社会環境の要因** 地域からの孤立
- 子ども側の要因** 特に乳幼児はサインが出ていないことが多い。
手のかかる子、育てにくい子、未熟児、発達障害等、
多くの要因が複雑に絡み合って引き起こされます。その意味では虐待する保護者も被害者であり援助の対象者であるといえます。

II-6 子どもの虐待防止の取り組み

子どもの虐待への支援は、大きく分けて、虐待してしまう保護者や虐待を受けている児童への援助と日常からの様々な予防的活動に分けられます。

起こってしまった虐待へは、子どもを保護したり、問題を重度化、深刻化させないために、各機関同士でセーフティーネット（安全網）をつくり子どもと親を支援していきます。また、不安定な要因のある家族へは、虐待へと進行しないように、子どもへの見守りや保護者に対する啓発や教育をすることが必要です。これらを地域社会の皆で取り組むことが非常に大事です。

そのために、まずは、正しい知識と早期発見が必要です。

- (1)虐待は「いつでも」「どこでも」「だれにでも」起こる可能性があります。
(2)虐待は、家庭内という密室に隠れ、わかりにくいものといつても、やはりどこかに、「あれっ、おかしいな」と思うところが必ずあります。

虐待を放置していると、子どもの心身の成長や人格に重大な影響を与えてしまうだけでなく、命を奪うこともあり大変危険です。まさか自分の周りに…。と思っていると遅いのです。

「虐待」かどうかはっきりしない、「虐待」と言ってよいかどうか自信がないとためらっているうちに手遅れになることがあります。はっきり虐待とわかったときには、すでに非常に深刻な事態になっていることもあります。

虐待を早期に発見することが、子どものためにたいへん重要です。

「虐待かどうか」にこだわるよりも、その子どもと家庭が、今、何か援助を求めているのではないかと考えることが大切です。

子どもを虐待から守るために早期発見と防止にみなさんのご協力をお願いします。

II-7 周囲の関係機関に期待されていること

（学校、児童館、学童クラブ、保育園、幼稚園等）

学校や児童館等は毎日のように子どもと保護者に会って話をすることができる場所です。また、子どもに安心と安全を提供する場もあります。そして、子どもや保護者のSOSに気づくことができるところもあります。

期待される役割は以下のとおりです。

- ① 虐待を受けた・可能性のある子どもの保護
- ② 市町村や児童相談所への通告（連絡）
- ③ 組織としての対応
- ④ 保護者等に対する児童虐待防止のための教育や啓発

対応の流れ

担当職員が虐待の疑いに気づく（複数の目で子どもを見ます）。

一人で抱え込まないようにします。同僚や上司に相談します。

組織的に所長・施設長へ相談します。

子どもの様子、保護者の様子をつかみます
怪我などの跡がある場合、園医へ相談します。（記録化）
組織での対応のスタッフを組みます（園長、主任、担任ほか必要に応じて）。
ケース内容の経緯と方向づけの情報収集と確認をします。

保護者への働きかけ

保護者と関係のよい人が直接に当たり、話を十分に聞きます。
改善への援助と協力を約束する姿勢を示します。
相談できる他機関を紹介します。

連絡と相談

児童虐待を確認したり、かもしれないと思った時は市町村相談窓口又は児童相談所に連絡または相談してください。
連絡することについての保護者の意向確認や同意は必要ありません。「連絡（通告）」は管理職が対応することが大事です。
市町村、児童相談所、保健所（保健センター）などとの協力体制づくりをすすめて組織での対応の内容と程度を検討しましょう。

連絡(通告)する時に虐待の証明はする必要はありません。判断するのは通告を受けた市町村児童福祉担当課や児童相談所等の役割です。通告ということばに抵抗感を感じても、連絡、情報提供と考えて行動しましょう。

- 管理職の対応の重要性………管理職が先頭に立ち、子どもの安全を守る体制をつくります。
- 組織対応の重要性……………職員の意見や重要な情報が管理職に届くシステムで組織として対応します。
- 記録の重要性……………必要な情報が確実に伝わるように、記録を残します。

II - 8 連絡する時に心配なこと

通告すると対象者に恨まれる。

どんな段階で通告しなければならないかわからない。

虐待でないときには責任を取らなければならない。

自分の感じでは虐待ではない。

児童相談所に話すと話が大きくなってしまう。大げさにしたくない。

どこまで関わればよいか(親にしつけだと言わなければそれまで)

通告は自分の職の守秘義務に反する。

などが言われますが、子どもの安心と安全を守るために、「もしかして」と気づいたときは、勇気を出して、余計なお世話と思わず連絡を取ることが大事です。連絡した人の情報は対象者に伝わることはできません。また、虐待でなかったとしても責任を取る必要はありませんし、罰せられることはできません。

子ども虐待は、それを見過ごすことによって虐待状況が重症化していく懸念がありますので、虐待環境下にある子どもが安心して生活できるようにその生活環境をより安全な環境へと変えていく働きかけが重要です。

そのため、対応の基本としては、

- ①早期に発見(気づく)すること
- ②市町村担当課や児童相談所へ通告(相談)すること
- ③市町村担当課や児童相談所と連携して対応することなどがあげられます。

児童相談所 ってどんなところ？

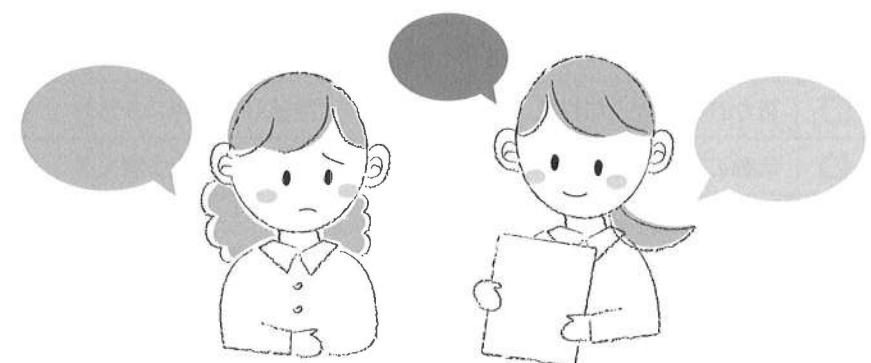
児童相談所は児童福祉法に基づいて県内に3か所(盛岡市、一関市、宮古市)設置され、児童(18歳未満)のあらゆる相談(診断や治療を含む)や、児童虐待相談においても、必要な場合には一時保護及び施設などへの入所対応を、各機関と連携しながら実施しているところです。

また、地域における児童福祉の中核的専門機関として市町村や児童福祉に関わる関係機関への支援をおこなっています。

なお、児童相談所の主要な業務を整理すると以下のとおりになります。

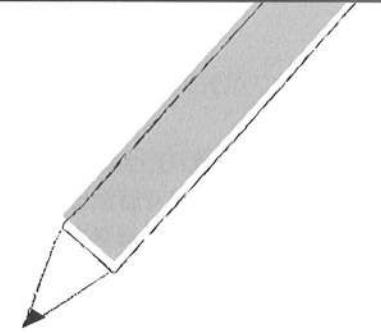
- (1) 一般家庭その他から、児童の福祉に関するあらゆる相談を受ける
- (2) 必要に応じて専門的な角度から総合的に調査、診断、判定(総合診断)し、それに基づいた援助方針により児童の支援
- (3) 児童福祉施設又は里親等に委託して児童の福祉の確保
- (4) 必要に応じて児童の一時保護を行う
- (5) 市町村への後方支援を行う

虐待相談にあたっては、各市町村に設置されている要保護児童対策連絡協議会の一員として、ネットワークの中で密接に連携をとりながら対応を進めています。



II-9 虐待のサイン（チェックリスト）

子どもたちの「心の叫び」に気づくことが非常に大事なことです。また、虐待する保護者もまたサインを出しています。



子どもについて

<input type="checkbox"/>	いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴っている声が聞こえる
<input type="checkbox"/>	不自然な外傷（あざ、打撲、やけどなど）が見られる
<input type="checkbox"/>	予防接種や健康診断を受けていない
<input type="checkbox"/>	極端な栄養障害や発達の遅れが見られる（低身長・低体重）
<input type="checkbox"/>	虫歯が多い
<input type="checkbox"/>	衣服や身体が極端に不潔である
<input type="checkbox"/>	食事に異常な執着を示す
<input type="checkbox"/>	ひどく落ち着きがなく乱暴、情緒不安定である
<input type="checkbox"/>	表情が乏しく活気がない（無表情）
<input type="checkbox"/>	ケガのことを職員が聞くまで黙っている
<input type="checkbox"/>	よくうそを言う
<input type="checkbox"/>	雰囲気が暗い、友だちを求める
<input type="checkbox"/>	態度がおどおどしており、親や大人の顔色をうかがったり、親を避けようとする
<input type="checkbox"/>	服を脱ぐことに、不安を示す
<input type="checkbox"/>	誰かれなく大人に甘え、警戒心が薄い
<input type="checkbox"/>	年齢にふさわしくない性的な言葉や行為が見られる
<input type="checkbox"/>	基本的な生活習慣が身についていない
<input type="checkbox"/>	夜遅くまで遊んでいたり、徘徊している
<input type="checkbox"/>	家に帰りたがらない

保護者（親）について

<input type="checkbox"/>	地域や親族などと交流がなく、孤立している
<input type="checkbox"/>	小さい子どもを家に置いたままよく外出している
<input type="checkbox"/>	子どもの養育に関して拒否的、無関心である
<input type="checkbox"/>	理由をつけて連れて帰りたがらない
<input type="checkbox"/>	子どもを甘やかすのは良くないと強調する。しつけを強調する。
<input type="checkbox"/>	飲酒して暴れる
<input type="checkbox"/>	子どもに対して拒否的な発言をする
<input type="checkbox"/>	いろいろしてよく怒る
<input type="checkbox"/>	気持ちが不安定だったり、落ち込んでいる時が多い
<input type="checkbox"/>	被害者意識が強い
<input type="checkbox"/>	行事をいつも欠席する。欠席の理由を言わない。
<input type="checkbox"/>	子どもが怪我をしたり、病気になっても医者に診せようとしない
<input type="checkbox"/>	子どもの怪我について不自然な説明をする
<input type="checkbox"/>	子どもの発達に無頓着
<input type="checkbox"/>	子どもの持ち物に配慮がない。
<input type="checkbox"/>	担当者との面談を拒む

II-10 子どもから虐待についての話を聞く時の留意事項

☆子どもが気兼ねなく話せる場所を選びましょう。

子どもはこんなことを話したら怒られるという気持ちでいることがあります。

子どもにも、加害者（保護者）にも感情的に反応しないようにしましょう。

☆子どもの話は論評しないで、分析しないでとにかく聞きましょう。

そして、子どもを信じるということを伝えるようにします。

☆起きたことを何度も子どもに言わせないようにすることも大事です。

何度も言わされると聞いてる人への信頼感をなくしていきます。子どもが表明した恐れやつらさ、怖さなどの感情はそのまま受け入れてください。子どもが泣き出したらそのまま受容してください。

☆加害者(保護者)を非難する言葉は子どもには伝えないようにしましょう。

II-11 担当市町村・児童相談所に連絡した後

子ども虐待ケースの発見は、それに引き続いて、いろいろな対応をすることにつながります。

当該市町村や児童相談所では連絡を受けると連絡を受けた情報をもとに対応を進めます。虐待相談として受け取った時には担当職員を中心に会議を開いてその段階での対応を決めます。緊急性があるのか、虐待の程度はどうか、関係者（機関）とどのように連携するかなどを話し合います。

児童館職員や子どもに日常的にかかわる関係者に、虐待被害が懸念される児童本人やその家庭状況についての調査へのご協力ををお願いすることもあります。

通告を受けた当該市町村や児童相談所では、48時間以内に本人の安全を確認しなければなりません。

県内全市町村には要保護児童対策地域連絡協議会が設置されており、これを中心として子どもの虐待への対応や防止のためのネットワークを設置しています。子どもの虐待について連絡があった時も、このネットワークを通して対応していくこととなります。単独機関や個人では子どもの虐待防止は困難であることからネットワーク化が進められています。

そのため、連絡後に虐待防止のための関係者会議などに出席を求められることもあります。連絡したから必ず出席しなければならないということはありませんが、協力できる範囲で関わっていただくことがネットワークを活かしていくことになります。子どもの虐待防止の事例にかかる関係者会議では情報を共有し、各機関の役割を決め、具体的にどのように動いていくのかを確認します。その場合、児童館等には子どものモニターとしての役割が期待されることが多いと思います。

他にも、状況によっては保護者に対して、その児童の健全な発達成長を支援する視点で、市町村担当課及又は児童相談所への相談を勧めてもらうなどの役割をお願いすることもありますし、児童相談所や市町村への反発が強い保護者には児童館等とのつながりを保つようにお願いすることもあります。

モニターについて

依頼側は「何かあったら…」と包括的に頼もうとしたり、「様子をみましょう」と依頼したりしやすいので、「どうなれば、どうすればいいのか」「何を、どのように、いつまで」というように具体的なモニタリングの中身を必ず確認していただくことが大事です。

II-12 子どもの虐待の予防について

リスク要因を持つ家庭や子どもへの支援が子どもの虐待防止の中心になります。すなわち、各機関では通常の業務をとおした子どもの虐待防止の取り組みを進めています。

また、いろいろな機会をとらえ、子どもの虐待に関わる研修などに参加してもらったり、子育て支援としての日常業務を通して、保護者や子どもたちあるいは関係者への啓発的なかかわりを進めてもらうことも大事なことと考えます。

CAPプログラムの活用も子どもの人権を守り、安全な生活を保障していくために進めていきたいものです。CAPは多くの子ども達が安心して、自信を持って、自由な気持ちで暮らすことができるよう、子どもの人権が尊重される社会を目指して、CAPプログラムの普及を図っています。

CAPとは？

Child Assault Prevention（子どもへの 暴力 防止という意味です）
人権意識（自分を大切にする気持ち）をたかめ、子ども自身が、あらゆる暴力から自分の心と体を守るために教育プログラムです。

●CAPについてのお問い合わせ先

080-3190-1132 CAP 岩手事務局

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~cap.iwate/>

○子どもの権利

子どもが虐待を受けるということはその子どもの権利の重大な人権侵害であります。

・子どもの権利条約（平成6年批准）は子どもの最善の利益を図る、また、平等に生きる権利、意見を自由に言える、自由に考える、自由に社会に参加できる、教育を受ける等を大人や地域や国は保障するということを趣旨として定められています。主な条文は以下のとおりです。

差別されない。（第2条）

子どもに最も良いことを大人は考える（第3条）

生存の保障、成長の保障（第6条）

意見表明、表現、集まりの自由（第12、13条）

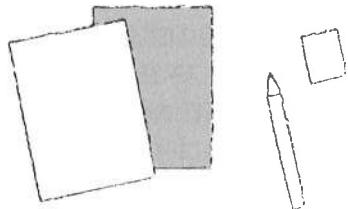
プライバシーを保障（第16条）

大切に育てられる（第18条）

暴力から守られる（第19条）

教育を保障（第28条）

※前54条



○子どもが安心して育っていくために・・・・

子どもたちを虐待から守り、命を守るために、早期に発見し早期に対応することが必要です。また単独の機関で対応することはできません。関係機関の緊密な連携が求められます。発生予防の取り組みも重要です。

ストップ・子ども虐待のための5か条

- 一、「おかしい」と感じたら迷わず連絡(通告)。通告は義務であり権利でもあります。
- 二、「しつけのつもり」は言い訳。「子どもの立場で判断」
- 三、一人で抱え込まない。「あなたにできることから即実行」
- 四、親の立場より子どもの立場。「子どもの命が最優先」
- 五、虐待はあなたの周りでも起こりうる。「特別なことではない」

II-13 地域ネットワークでの対応事例

事例1 夜に外に放り出す

家族構成

父38歳、本児(女) 4才 市内保育園通園

概要

近隣の方から市に連絡が入り、上記の事実を確認（前の晩に本児を家から出して閉め出していた）。近在の民生児童委員さんが直接父親と話しをして、こんなことはしない旨、父親もそれを受け入れた。市から児童相談所へも連絡が入る。今まで夜出されることは何回かあった。

関係者会議が開催され、市町村、児童相談所、民生児童委員、保健センター、保育園が出席。父親は「うつ状態」ということで治療中であるが、日中は仕事をしている。本児は保育園には休まないで通園している。送迎は父親がしている。などの情報が共有され、夜家から閉め出することは子どもの虐待にあたること、今後は本児の安全を確認しながら役割分担をして対応することになった。その上で今まで父親と深く結びついていた児童委員さんが体調を崩し、父親とのチャンネルが途切れそうになったが、保育園でその役割が続けられた。

しかし再々度同様の事態となり、父親と話し合いの上、児童相談所へ一時保護となった。父親は本児を養育する負担もあったらしく一時保護には同意した。関係者会議では在宅での支援のあり方を検討し、本児は自宅に帰り保育園を利用している。父親へのフォローは保育園、保健師、市町村、児童相談所で連係して進めてきた。

以後の再発はなくなった。

- ① ネットワークがうまく機能して再発防止に結びついた。
- ② 保育園で父親をうまくフォローしてくれた。（親への支援）
- ③ 早期発見、早期対応できた事例と考えている。

事例2 ごみ屋敷からの脱出

家族構成

父51歳、母41歳、本児(B男) 小3

概要

小学校入学以来不登校気味が続く。小3であるが、排泄が未自立て衣服の臭いが強く、周りから排斥されるようになっていた。

母親は朝起床できず、炊事もきちんとできない。父親は仕事はきちんとしているが家事には全く手を出さない。夫婦間不和。家庭内別居の状態。家の中は母親が掃除ができないことから、ごみが散乱し、乱雑であり、寝室の畳は夜尿等の処理をしないためしみがついて変色している。ゴミ屋敷様の状態である。この環境の中で本児は十分な養育を受けてこなかったものと考えられた。

母親は精神障害者（うつ病、知的障害）として障害基礎年金を受給している。そのため、母親は市にある障害者支援ネットワークの支援を受けている。ネットワークで主催する通所事業を利用している。本児についての環境状況改善もなく不登校気味の状況も改善されないこともあり両親同意の上児童相談所に一時保護した。約1ヶ月の一時保護生活の中で本児の排泄面は自立できるようになった。

ネットワークの融合

本児については市福祉担当、学校、児童相談所が情報を交換して支援に当たってきたが、家庭全体への支援も前提になることから、母への支援を続けてきた障害者ネットワークとの合同の連絡会議を開催し、支援方針を作り実施することとした。内容は①環境改善（整理整頓、補修、ゴミ投げ等）②ヘルパーの利用③家族のコミュニケーションの工夫。

関係者が日にちを決めて一斉に支援活動に入り、清潔で整理された家庭環境を整備した。数日後本児は帰宅し、不登校状態も改善され、また環境は十分とはいがたい面はあるが、以前ほどのネグレクト状態ではなくなり、最低限の生活条件はクリアしている。

- ① 関係機関の広がりで問題解決を進めた。
- ② モニターとしての学校の役割が大きかった。
- ③ 環境を整備することによって子どもも変わる。

事例3 毎日体にあざのある事例

家族構成

父34歳、祖母64歳、本児(C子) 小学校2年

両親は離婚し、父親が親権者となっている。本児が生後10ヶ月から小学校入学まで父親の知人に預けられて育っている

概要

夏休み前の、とある日に、毎日の様にあざをつくって登校している本児について、市の児童相談担当者から連絡が入る。市にはその日はじめて学校から情報が入ったとのこと。はじめの調査（安全確認も含め）については市で対応してもらう。市からの情報では傷はここ数日毎日続いていること、父親の説明には不自然さがあること、本児は無表情で父親に同意するだけである。などの状況を考え、児童相談所での緊急受理会議では緊急性があると判断し、警察の立会い協力の下で、立ち入り調査を実施し本児を職権で保護する。数日後父親と話し合い、一時保護には同意してもらった。父親は以降本児への暴力はあくまでしつけであること。悪いのは本児であると主張した。虐待であることは認めないと主張を押し通す。本児は約1ヶ月の一時保護のうち児童養護施設利用となった。父親は本児の悪いところを治してもらうという考え方で同意した。本児に加えてきた虐待は今もって否定している。また、本児の父親への恐怖感は今だに続いている。

- ① しつけと虐待の違いを実感
- ② 親子再統合の難しさ。
- ③ ネットワークの中で学校からの連絡があったことによって子どもの安全を確保することができた。

子どもの森テキスト

新・子どもの虐待 森田ゆり 岩波書店

参考文献
子ども虐待対応の手引き 日本子ども家庭総合研究所 有斐閣
児童虐待防止ハンドブック 神奈川県編

III 子どもが話せる関係づくり・親が話せる関係づくり

III-1 凍れる瞳・閉じた心

「ネズミ？」「ちがうよ、ミッキーマウスだよ！」大事に握っている指の間から覗けた黒い耳について尋ねたところ、その子は得意になって教えてくれました。

休みに家族でディズニーランドに行ったこと、たくさんの乗り物があったこと、パレードでの大きなぬいぐるみがすごかったこと、見聞きしたことが楽しく感動的な場合、目を輝かせ、こんこんと湧く泉のように話してくれます。

生きていることが楽しくてしょうがないと輝いている子どもの一方で、表情が乏しく、凍れる瞳で心を閉ざしている子どもがいます。

自分を生み育てている親。悲しい時は抱き締め、楽しい時は共に喜んでくれる親。その親から、心や体に不適切な養育を受けた子ども（被虐待児）がいます。虐待を受けることは、子どもにとってどのようなことでしょうか。それは、推察するに「ことばを絶する体験」でしょう。愛してほしい親、かわいがってほしい親から受ける虐待は、子どもにとって受け入れ難いことです。「どうしたの？何があったの？教えてくれる？話してくれる？」と声をかけても、ことばは返ってきません。自分が体験した虐待をことばに表し、語ったり訴えたりできない子どもが少なくありません。また、ことばに表せる場合でも「ことばにする」、「話をすること」は、受け入れ難く耐え難い体験を思い出す、甦らせる苦しいことで、避けたいことであるには違いありません。聴いても「わからない・・・」とつぶやく子どもは、無意識の中で記憶に蓋をしているかもしれません。

被虐待児に向こう私たちにとって、子どもの体験はまさに「想像を絶する」ものでしょう。殴る、蹴るなどの身体的虐待の場合、背中や臀部、または衣服におおわれた部位に加えられることが多く、気づくことは容易ではありません。暴言や侮蔑などの心理的虐待、そして性的虐待などは、ほとんど見過ごしてしまいかがです。虐待（不適切な養育）を受けた子どもは「（親の）期待に応えられない自分が悪い」と自分を追込み、親を非難することは極めて稀です。感情を遮断し、二重三重の蓋をしてけんめいに耐えているのです。まさに「凍れる瞳・閉じた心」です。

日常生活で子どもたちと過ごす大人は、子どもたちの小さな小さなサインを見逃さない確かな「目」を持つことが必要とされています。

III-2 居場所としての児童館

もしも、子どもが骨折し、ギブスをしていれば周りは「大丈夫。痛くない？無理しないでね」との言葉が自然にできます。当然のことのようですが、体や心の状態を理解し、共感してもらえたと感じた子どもは、安心できる居場所を見だし、相手との信頼感を感じることができます。安心を感じられるやり取りの積み重ねにより、信頼の絆で結ばれた人間関係の中で、子ども達は様々な困難に遭遇しながらも、健やかな成長と発達をします。虐待を受け「凍れる瞳・閉じた心」の子どもは、他者との信頼関係を結ぶことが難しくなります。どのようにしたら、信頼の絆で結ばれた人間関係が築けるでしょう。

「子どもは、大人が思って考えている以上に、一人で苦しんで考えてる。子どもは大人が考えているようなものを求めているんじゃない。泣ける場所・笑う場所・愛してもらえる場所をただ求めている」これはかつて心理的・身体的虐待を受けた子どもの叫びです。学校とも家庭とも異なる児童館は、子どもたちが、構えず素のままでいられる“安心できる居場所”的一つです。児童館理念の児童健全育成は「子どもの、人間としての尊厳および価値の思想により、生活の安定と全人格的発達の助成を希求。子どもの身体的・精神的・社会的に良好な状態を確保し、個性化が図られ、自己実現を目指す」です。そのため、安全な遊び場を用意し、楽しい遊びを準備します。遊びを中心とした自主的・自発的で楽しい活動ができる児童館は、「凍れる瞳・閉じた心」の子どもの居場所として安心感を感じられる場所でありたいものです。

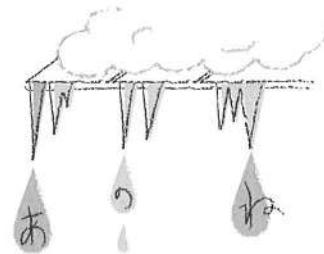


III-3 子どもの心に寄り添い、雨の一滴を受けてとめる

虐待を受けた子どもへの支援には「成長の糧となる体験」を積み重ねていく関わりが肝要です。発達の道筋をたどりつつ、早期からの虐待が、その子どもにどのような遅れや偏りをもたらしているかを把握し、理解することが大切です。児童館など放課後の子どもたちの居場所での支援の第一歩は、安全かつ安心な居場所の提供であり、愛着形成・信頼関係づくりです。

虐待を受けた子どもたちは、身体的な傷だけではなく、心にも深い傷を負っています。それは、その子が大人になっても苦しみつづけるほど大きなダメージを与えることも少なくありません。虐待を受けた子どもは、生まれてきたことを否定しながらも、生きるために自分を受け入れ愛してくれる、心から信頼できる大人を求めています。それで、殴る、蹴る、ものを投げるなどの暴力行為や「バカ！」、「死ね！」、「キモイ！」といった暴言などの「試し行動」が見られることがあります。これらの言動や行動は安心・安全な居場所を提供し、子どもの心に寄り添い、子どもの心を受容しようとしている職員に向けられることもあります。また、時には、身体的・心理的虐待体験は、子どもたちの中でくりかえし再現されるともいわれます。他者と愛着関係を築かないかぎり、反発や試し行動、子どもたちのつらさは続くかもしれません。

イソップ童話に、旅人のマントを脱がせようとする北風と太陽のお話があります。封印し凍った子どもの心を溶かし開かせるのは、子どもに寄りそう大人が、あるがままの子どもを受容し愛する温もりでしょう。軒下から下がったツララが春の陽光を浴びて溶け、雨となり落ちるように、凍った子どもの心が溶けて、ことばとして吐き出される瞬間があります。「あ・の・ね…」、その最初の一滴を見逃さず、気持ちをこめて両手でやさしく受けとめるなら、子どもは安心し、心を開き語り始めます。“聴くこと”それは誰にでもできる心の手当てです。それは、大人が子どもにあげることができる素晴らしい贈り物です”。密着しすぎず、子どもに寄り添いつつ、遊びをともに楽しむ時間の積み重ねにより、子どもは心に溜まっていた澱を吐き出し、安心の中で信頼し合う人間関係を築き始めます。



III-4 豊かな活動を通し自分に自信を

比較や競争が蔓延している今日の社会では、常に勝者となることを子どもに求める傾向があります。特にも、適切な愛着関係を経験することが少なかった被虐待児は、自己肯定感や自尊感情が極めて低いのが特徴です。

虐待を受け、傷ついた子どもたちのために、児童館職員はどんなことができるでしょうか。

多くの課題を抱える被虐待児ですが、どんなに小さくとも「興味・関心、やりたい」というキラリと光る宝石を秘めています。職員はこの宝石を見出し、より輝くように支援することが大切です。

●夏の登館途中で、蝉を捕まえてきた小1の児童がいました。虫博士と呼ばれている職員は、昆虫図鑑を開き、名前・雄雌・飼育方法などを一緒に調べました。虫が好きで、他児から気持ち悪いと距離を置かれることも多かったその子は、一躍尊敬されるようになりました。

●活動エネルギーが旺盛で、「らんぼう」と言っていた児童と、ひょうたんの栽培活動に取り組みました。館庭の隅に土を運び、ミニ畑を作り、種から育てた苗を移植。毎日のようにジョウロで水を掛け、秋には収穫。造形活動は苦手でしたが、自分で収穫したひょうたんを目を輝かせながら加工し、個性豊かな作品に仕上げました。

●女子の背中を叩くなどのチョッカイをかけ避けられていた児童とは、あやとりや手あそび、わらべうたに取り組みました。

「とうきょうと にほんばし ガリガリやまの ぱんやさんとつねこさんが かいだんのぼって コチョコチョ♪」向かい合って手の甲や手の平をさわり、脇の下をくすぐるなど、職員と一対一でじっくりかかわる時間をもち、スキンシップをとることで、回を重ねる毎に、剣のあった瞳が穏やかになりました。

こうした遊びをともにするなかで、ぽつぽつですが、とても厳しい内容の被虐待体験を話してくれる子どももいました。

普段は見過ごしてしまう「キラリと光る小さな宝石」を見いだし、より輝くよう磨く。子どもはこうした職員の支援を受けて、豊かな遊びという活動を通し、「自分にもできるんだ、認めてもらえるんだ」と自信を取り戻したり、安心して自分の胸の内を伝えられる信頼関係を築くことができるのだと思います。

III-5 親も被害者、寛容こそ変化の芽

虐待の場合の親子関係は「子ども=被害者」、「親=加害者」とのみとらえられがちです。親は子どもを保護・愛し、養育に責任を持つとの社会一般の常識は、育児に悩み、とまどう親を「鬼のような親」とし、追いやってしまいがちです。

不適切な養育を繰り返す親は、その行為を「躊躇」、「社会に迷惑をかけない人に育てるため」と口にします。一見理性的な養育觀ですが、感情の爆発による行動がほとんどです。森田ゆりさんは、「新・子ども虐待」(岩波書店 2004)の中で、この怒りの感情は「仮面」であるとし、「怒りの仮面」(図1)で説明しています。子どもを殴る、蹴る、恐ろしい形相は実は仮面で、裏側には寂しさ、不安、恐れ……などのさまざまな感情が詰まっていると考えます。そして、その感情は配偶者からの暴力(DV)、職場ストレス、リストラ、または親からの被虐待体験などの傷つき体験があるとしています。虐待をしてしまう親は孤立していることが多く、また適切な子育ての方法を身につけていない場合が少なくありません。「親は子どもを産んだ時に、親として誕生する」ともいわれます。支援者は、親が背負っている大変さを共感・共有し、子どもの良いところを伝え続けたいものです。

私が、虐待の疑いで通告があった親を支援した際には、「追い込まないように」、「安心し、子育てにゆとりをもてるように」とあせらず、根気強く接することを心がけました。職員は自然に、しかし、意識して声かけを続けました。親は当初、携帯の画面を見ることが多く、話しかけても会話も断片的でした。子どもが変化し、遊びが発展し、友達が増えるようになると親も変化し、職員との話の中で家庭のことも口にするようになりました。職員が共通理解に基づき、あせらず根気強く、寛容の態度で接し続けた結果、安定し、微笑みが見られるようになったのです。

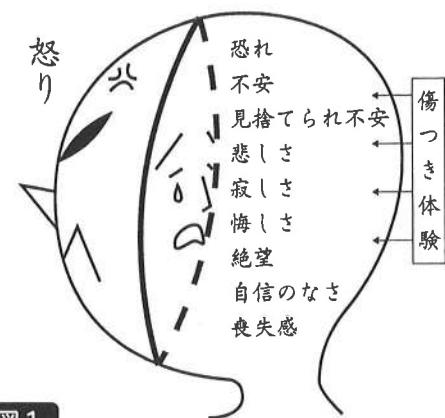


図1

怒りの仮面(森田ゆり「新・子ども虐待」岩波書店より)

III-6 弱さをいとおしみ、温もりのある絆を

私たちは、児童館職員として、子どもや親と接するなかで、日ごろから子どもや親と向かい合う姿勢を学び合っています。私が子どもたちと向き合う時に心がけているのは、庄井良信さんの「自分の弱さをいとおしむ」(高文社 2004)にあるような視点です。一部を抜粋してご紹介します。

① 「ひとりでがんばれ」というより「ひとりでがんばるな」

つらいことやしんどいことがあったら、ひとりでがんばらずに、まずそのことを安心して伝えてね。

② 「甘えるな」というより「もっと上手に甘えなさい」

人は依存をしながら自立していくもの。懸命に生きていて、あるときつまづき悩む。その時、甘えに帰るおひざはある。「ヘルプ・ミー」といっていいよ。

③ 「早く、早く」というより、「もっとゆっくり味わいなさい」

人生は成果主義の競争社会ではないよ。早く、早くと追い立てられている時にも、実は、とても美しい出来事があなたの周りにはたくさんあるよ。

④ 「やればできる」というより「時間をかけなければ必ずできる」

やってもなかなかできないことがある。あせらず時間をかけければ、一步でも二歩でも前に進める。そうすれば、穏やかに自分を愛し慈しめるよ。

⑤ 「間違うな」と責めるより「いっぱい間違ってみなさい」

自分で間違いに気付き、それを乗り越える方法こそ、しっかり身につけてほしい。人を信じ、知恵と力を借りながら、失敗を自分で乗り越えていこうね。

(「自分の弱さをいとおしむ」庄井良信 高文社 2004)

IV 子どもと親を支える地域ネットワーク関係づくり

IV-1 虐待の連鎖・再発

「子育てをどうしたらいいか、よくは解らなかった……」

我が子に暴行をし、関係機関が介入したケースの親の苦渋の吐露です。虐待が発見され、児童相談所の一時保護の後、施設入所となりました。施設や学校の懸命なケアや支援により、学校の活動にも積極的に参加していました。親・本人の強い要望もあり、家庭に帰り、地区の学校に戻りました。学校は受け入れに際し、関係機関と情報交換を行い、対応を組みましたが、関係者からの「複雑な家庭で、対応が難しい。あまり深入りしないで」とのことばもあり、学校側では家庭の問題には深く介入しませんでした。長期の休みに入り、親と過ごす時間が多くなると、関係は悪化。介入が必要な状態となりました。母親は「親の言うことを聞かないとき、どうすればいいのかよくは解らなかった。私も親から暴力を受けて育ったので…」と虚ろな目でつぶやくのでした。

虐待が繰り返される家庭から子どもを引き離し、安心・安全な環境で養育する(社会的養護)ことは、子どもの立場から絶対に必要なことです。その後、家族再統合に向けて、子どもと親の両者にケアと支援の取り組みが始まります。この事例では、関係機関の連携が不十分で、信頼関係も不十分でした。前籍校との連携も一回限りでした。たまたま登館した児童館でも気になる言動がありましたが、特に対応できずにいるうちに関係機関の介入となりました。虐待再発で、児童(保護者も)の心を思うと胸が痛みます。

ネットワークが機能していれば、このような状況が起こる前に、踏み込んだ支援ができたのではないかと思い、連携の中で支援することの大切さを改めて考えさせられました。



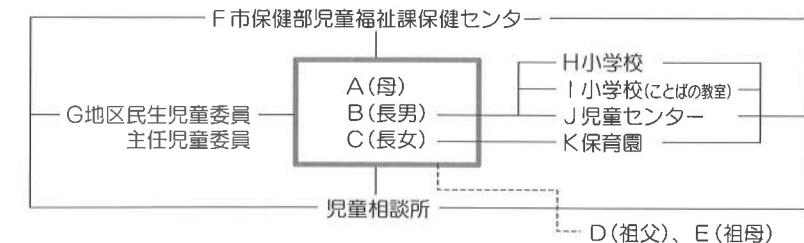
IV-2 点を線に、線を面に

虐待を受けた子どもだけでなく、虐待をした親も心に大きな傷を負います。虐待問題で最も重要なことは早期の発見、早期の対応です。対応は子どもと親(虐待者)の両者に求められます。子どもには、日々子どもたちと接する幼稚園や保育園、学校、児童館、放課後児童クラブなどが中心になって支援します。怪我などがある場合は医療(小児科、歯科など)、虐待の影響と考えられる心的外傷後ストレス障害(PTSD)など精神面での不安定さが認められる場合には、精神科医や臨床心理士の協力を得ることが必要となります。親の支援には、家庭相談員、保健センターでの支援が考えられます。行政では市町村の児童福祉担当、児童相談所などが対応します。

こうした関係機関がチームを組んで、子ども・親にそれぞれアプローチします。しかし、それを個別に支援するのではなく、家庭全体として共通理解を持って支援する必要があります。そのためには、詳細かつ多面的な情報の収集と共有が基盤となります。さらに各機関間の連絡・調整により、援助計画(目標と内容・方法)を共有し、役割・分担の明確化を図ります。このネットワークが円滑かつ有効に機能するためには、各機関の特性を理解し合う相互の信頼が大切です。各機関・メンバーの専門性を尊重し合い、得意技(どんな支援ができるのか)を認め合うことです。

紹介した地域ネットワーク図(図2)は、気になる親子を支援するために児童館が作成したものです。小学校は校長・教頭・生徒指導主事・学級担任と、保育園は、園長・主任・担任と連携をしました。ことばの教室とも連携しました。24時間365日の支援をするためには、地域に居住する担当者との連携が最も重要とされます。いちばん身近な地域の支援者にあたるのは主任児童委員と地区担当の民生児童委員であり、私の地域では、幸いなことに児童館とは数年来の連携実績がありました。

図2



地域の児童福祉の拠点である児童館は、利用する児童への直接の対応だけでなく、日頃から地域の人材(点)との連携(線)を大切にしたいものです。このように点を繋ぎ、線にしておれば、子どもを支える地域や家族全体を支えることにつながり、緊急時にはすぐさま集まって動くことができるのではないかでしょうか。お互いの顔や人柄を知りあっている信頼関係の基盤に立ったネットワークにより、協働が可能になるのです。

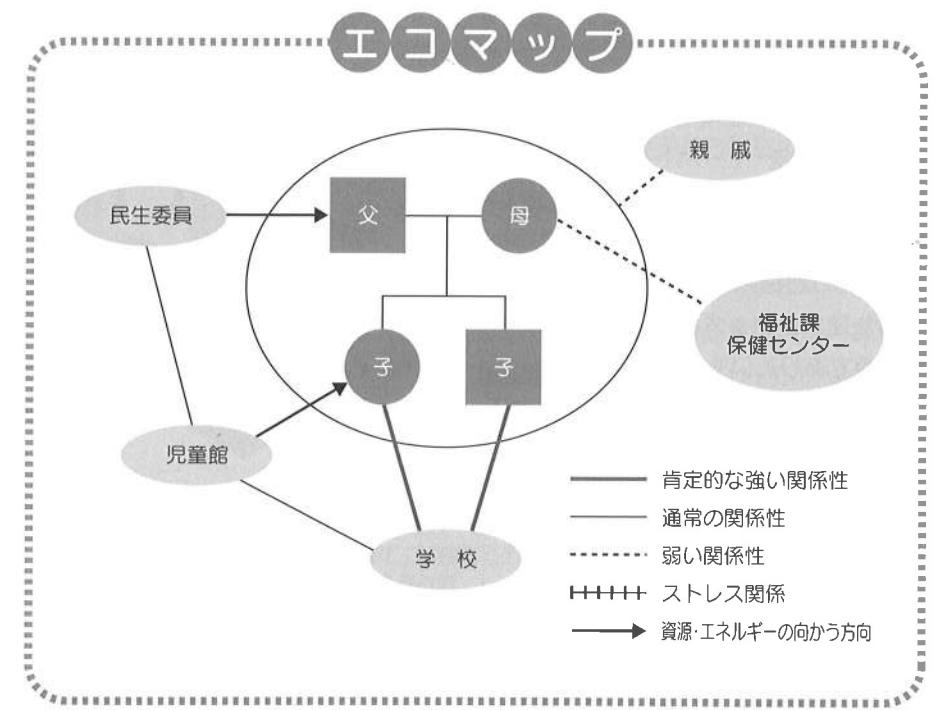
実際に、どのように地域とつながりを保っているかを、紹介させていただくと、当館では、隣接する保育園・小学校・中学校との連携を大切に考え、各種行事、保育や授業参観に出向いています。保育園や学校で、児童・保護者・職員と顔見知りになり、それぞれの保育・教育の内容や方法を把握し、理解しておくことが参考となります。町内会や特に主任児童委員との定期的な情報交換が不可欠です。学校毎の教育振興協議会委員との連携も大切です。こうした児童館職員が積極的に地域に出向くと共に、地域の方々を児童館の各種取り組みに迎え入れる、双向のかかわりを保つことで“開かれた児童館”であるよう努めています。

ネットワークはシステムです。児童虐待防止ネットワークでは、評価と共有化を行います。そして、課題を整理検討し、支援方針を確認します。そのためのネットワークシステムの効果的運営のポイントには、次のような点があげられます。

- ① 即応性: 対応の遅れは、時には取り返しのつかないことがあります。必要とする場合は、速やかなネットワーク会議の開催が必要です。
- ② 主体性: 構成メンバーの一人一人が「自分には何ができるか。何をしなくてはならないか」を積極的に考え、動こうとすることです。
- ③ 親和的: 虐待対応はスムーズに効果的に運ばないことが少なくありません。ストレスも大きいものです。そのため、時に排他的・攻撃的に陥ることもあります。仲間として、相手の立場や人格を尊重し、信頼し合うことが重要です。
- ④ 主担当機関を明確に: 多くの関係機関が連携する場合、責任の所在が曖昧になります。主担当機関を明確にすることにより、援助の統合性・系統性・一貫性が保てます。とりあえず、通常は行政機関(市町村福祉課、児童相談所など)です。

- ⑤ スーパーバイザー: 民主的で対等な検討は大切ですが、方向性や決定(仮説)に至らないで時間ばかり経過することがあります。経験豊富な専門的意見(児童相談所など)が不可欠です。外部に意見を求めることが大切です。
- ⑥ 多様な連携形態: 時間的制約などで一同に会する機会は限られます。そのため、適時必要な機関同士での連携が大切です。
- ⑦ ソーシャルワーク: 虐待を繰り返してしまう親の問題は、親自身の成育歴における課題、夫婦間の関係、隣人との関係、そして経済的課題など多岐にわたります。そのため、人と環境との相関を対象とする、ソーシャルワークの視点が必要です。図3はこの視点から関係を明らかにするエコマップの例です。

※ソーシャルワークとは…様々な社会福祉制度・政策上において専門的な技術・知識を相互活用し、相談者を援助するための技術。

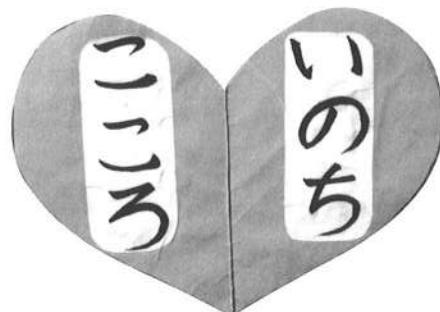


IV-3 一人ひとりの命と心を輝かす

「すべての児童は、家庭で正しい愛情と知識と技術を持って育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる」これは、昭和26年に制定された児童憲章です。児童館は地域の児童福祉施設で、児童の健全育成と子育て支援を担っています。現在、児童福祉は、人権・自己実現・権利擁護の視点から、支援的共同的な役割が重視されています。すなわち、子ども一人ひとりの命と心をより輝かすことが児童館の今日的使命なのです。児童館は子どもや親に理念を明確に示すことが求められます。説明責任(インフォームド・コンセント)です。

私がかかわる子どもたちには、「みんなは、素晴らしい輝く宝を持っています。それは“いのち”と“こころ”(図4)です。自分のいのちとこころを大切にするとともに、お友達のいのちとこころを大切にしましょう」と伝え続けています。虐待通告をされた母親は、地域ネットワークの根気強い適切な対応により危機状態を脱し「今まで育ててきた大切な命。…色々なありがたみを心の底から感じます」のような変化をとげました。親は我が子を産んだ時が、親として誕生で、子どもと共に親も学び、成長するとされます。時に子育ての大変さを話し、受け止めてもらうことも必要です。“聴”という漢字は「耳と目と心のすべてを(十全)を動員して、相手のことばを受け止める」とされます。児童館職員は、カウンセリングの姿勢を持ちながら子どもや保護者と向かい合いしたいものです。岩手県を「イーハトーブ=理想郷」と呼んだ宮沢賢治は、「世界がぜんたい幸福にならないうちは個人の幸福はあり得ない」と述べています。児童館がこうした理念を日々求め続ける、児童福祉の拠点でありたいものです。

※本文内で紹介した事例につきましては、個人情報保護の観点から再構成したものです。



「新・子どもの虐待」 森田ゆり 岩波書店 2004

「凍りついた瞳」 椎名篤子 集英社 1995

「子どもの虐待シンドローム」 浅井春夫 恒友出版 1995

「子ども虐待ソーシャルワーク論」 才村 純 有斐閣 2006

「児童福祉論」 千葉喜久也 中央法規 2005

「自分の弱さをいとおしむ」 庄井良信 高文社 2004

「児童館は、まちの大木?児童館のためのソーシャルワーク入門」 児童健全育成推進財団 2006

参考・引用文献

インタビュー コラム 児童館から発信！育つネットワーク

虐待防止にとどまらず、ネットワークでの支援ということの必要性は言われているものの、実際には、なかなかつながりの糸口を見いだせないとか、形式的なネットワークはあるけれど、機能していないという話も耳にするのが現実です。

それでは、実際に地域で子どもたちを支えるために、何からはじめたらいいのでしょうか。地域の子育ち・子育て支援機関のつなぎ役として活躍されている、北松園児童センター木村館長さんに聞いてみました！

●児童センターが地域の支援の中心になっていますね

地域性もあって、利用する児童の人数がさほど多くなく、環境的にはゆとりがあるほうですね。児童センターには保護者がお迎えに来るので、家庭の顔がちらりと見える。それと、学校と隣接していて、交流もあるので、子どもたちの学校の様子も知ることができます。さらに、児童センターでの子どもたちの、学校とともに家庭ともまた違う顔も見られるということで、児童センターは、地域の子どもや子育て中の家庭に関わるいろいろな情報が集まる場所だと思います。情報が集まるということは、子どもたちの様々な行動の背景を少しでも理解するための材料がたくさんあるということです。それに、老人福祉センターも併設していますので、いろいろな地域の方が集まりやすい場所でもあることでネットワークのつなぎ役をするようになりました。

●どうして支援ネットワークが必要なのでしょう

どうして、地域とのつながりにこだわるかというと、実は初めのうち、何から何まで全部、自分たち(児童センター)でやらなければ、というように思ってしまっていたのです。やってみてわかったのですが、やっぱりそれは、無理なんです。それでも、自分たちの力を超えて子どもたちのために、何かしたいと思った

ら、どうするか。必要な力を持っている人を地域で探して、つながればいいというところに行きついたんです。それに、今は、いろいろな分野で分業化が進んで、それぞれに守備範囲や得意分野はあるけれど、それだけをやっていてはお互いに、子ども・家庭全体を支援することは難しいでしょう。同じ家庭に関わるいろんな機関がつながれば、より広い視野で子どもと家庭を支援できると思っています。まだまだ課題はありますが、地域で家庭を支えたいという気持ちを持って、自発的に集まれるようなネットワークづくりを目指しています。誰かに集められたネットワークではなくて、自分たちが必要だからつながっているというネットワークは、途切れずにつながっていけるのではないかと思っています。

●地域とつながるきっかけがつかめないという声がありますが・・・。

「地域に開かれた児童館にしたい」とずっと考えていました。でも、現実には「何か用がないと入れない」、「声をかけにくい」ということを言われていましたね。それで、どうにかして、児童センターは地域の皆さんとつながりたいと思っている、こんな想いで、子どもたちとこんな活動をしているよ、というのを、子育て中の家庭に限らず地域のみなさんに知ってもらいたいと考えていました。その時に、「松園新聞」という月1回発行の地域のための新聞が発行されているのですが、そこで、単なるイベント情報ではなく、児童館の機能や想いについても知っていただけるような掲載の仕方をお願いしてみたんです。なぜ、その新聞がよかったかというと、地域に全戸配布なんですよ。できるだけお金をかけずに、たくさんの方に児童センターのことを知ってもらう機会として活用しています。

それと、もうひとつは、初めに話した情報発信にしてもそうなんですが、自分たちから一歩外に出てみるということですね。保育園や学校に顔を出す、行事に参加し合う、地域の会合に顔を出す、そうすると、だんだんに顔を覚えてもらえるし、地域にはこんな人がいるんだということがわかってくる。小さなことかもしれないが、自分から挨拶をする、会話をして、情報交換ができるしていく。大きな会をわざわざ作らなくても、毎日の中で自然と情報交換ができるがいいのかなと思っています。地域に顔をつないでいくのは館長の大切な仕事だと思っています。出会いから学ぶことが本当に多いんです。

●ネットワークはできたものの、なかなか思うように機能しないことがあります 支援者同士が顔がわかつて、会話ができるようになって、その次は、どれだけ深い話ができるようになるかですよね。虐待のように子どもに大きな影響を及ぼし、また、個人のプライバシーにかかわるような重大な問題にかかわる時には、信頼できる相手でなければ、簡単に共有することはできません。子どもたちの成長にじっくりと時間がかかるように、ネットワークも1度の会議で顔を合わせて、いきなり機能することは少なく、ネットワークも成長していくものだと考えています。初めはよそよそしくても、少しずつ関係者同士の関係性が深く育って、機能しやすくなっていくものだと考えて、ちょっと長い目でみるといいのかもしれません。小さなことから日常的なつながりを育てることで、「あれ? 様子が変だな?」と思った時、虐待が疑われるなど早急な対応が求められる問題が起こったときに、すぐさま動けるネットワークにつながっていくと思います。

ネットワークの キーワード

- ☆どんどん外に出る児童館になろう！
- ☆地域の情報発信ツールを活用しよう
- ☆お互いがお互いを必要とし合うネットワークは強い！
- ☆ネットワークはじっくり育てよう





児童虐待に関する関係機関

子ども虐待に関する相談(通告)

○児童相談所

- 福祉総合相談センター
盛岡市本町通3丁目19-1 電話：019-629-9600
- 一関児童相談所
一関市竹山町5-28 電話：0191-21-0560
- 宮古児童相談所
宮古市和見町9-29 電話：0193-62-4059

○各市町村の保健・福祉課

※詳しくは、各市町村にお問い合わせください。

子どもからの相談

○チャイルドライン

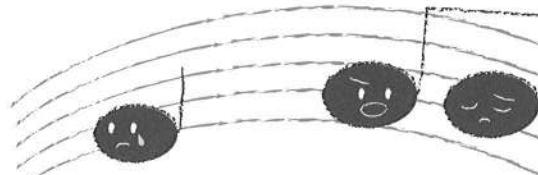
電話：0120-99-7777 〈月曜～土曜日〉16時から21時

○盛岡いのちの電話

電話：019-654-7575 〈月曜～土曜日〉12時から21時
〈日曜日〉 12時から18時

○こころの電話

電話：019-622-6955 〈月曜～金曜日〉9時から16時30分



法律相談

○弁護士会

- 岩手弁護士会法律相談センター
電話：019-623-5005 〈月曜～金曜日〉随時
※一般の相談で受付(面接)

○法務局

- 子ども人権110番
電話：019-626-2655 〈月曜～金曜日〉8時30分～17時
※電話相談

子ども虐待防止予防、啓発活動をしている民間団体

○CAP岩手

〔事務局〕電話：080-3190-1132

○社会福祉法人 子どもの虐待防止センター

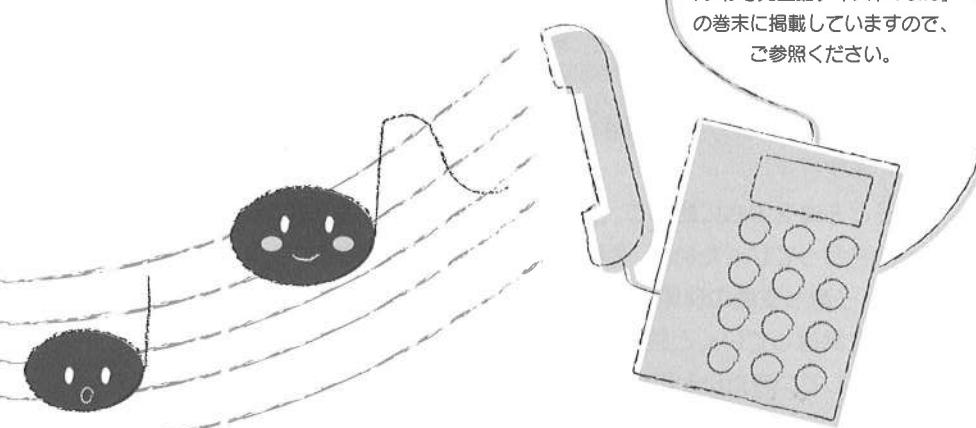
相談電話：03-5300-2990 〈平日〉 10時から17時
〈土曜〉 10時から15時
〈日・祭日〉お休みです

〔事務局〕電話：03-5300-2451

○NPO法人 児童虐待防止全国ネットワーク

〔事務局〕電話&FAX：03-6380-6380

子どもにかかる
相談機関については、
「いわて児童館テキストVol.3」
の巻末に掲載していますので、
ご参照ください。



あとがき

いわての児童館テキストは、現場のスタッフからの「学びたい気持ちはあっても、研修に行くことが難しい」という声を受け、県内の児童館を間接的にサポートする方策として、平成17年度にvol.1「児童館ってどんなとこ？健全育成ってなあに？」を発行しました。翌年には、児童館テキストvol.2を発行し、児童厚生員の研修会などでも、情報が欲しいというニーズが非常に高かった、「軽度発達障がいの理解と対応」をテーマとして取り上げました。平成19年度には、児童館テキストvol.3「子育て・子育ち支援Q&A」を作成し、子育て・子育ち支援現場の悩み、迷い、不安などについて色々な角度から考えました。

児童館・放課後児童クラブ等職員だけでなく、子育て中の親御さんなど、子育て・子育ちに関わる沢山の皆さんに活用していただくことが出来ました。

このたび、いわての児童館テキストvol.4「子ども虐待防止と児童館」をお届けいたします。「これって虐待？」、「心配だけど、どこに相談したらいいの？」という現場の声に少しでも応えられればと思い作成したものです。

いわて児童館テキストの作成にあたりましては、沢山の方々にご支援、ご協力を頂きました。監修をいただきました岩手県立大学社会福祉学部準教授の三上邦彦さんには、児童虐待という大きなテーマについて、より実践的なものになるために、的確なご指導、ご助言を頂きました。また、執筆をいただきました、宮古児童相談所長田村幹雄さん、北松園児童センター木村泰雄さんには、事例をもとに、児童館の現場が何を求められているかについてまで深めていただき、より内容の濃いテキストになりました。

皆様のご支援、ご協力のもと、無事に発行することができましたことを、改めて感謝申し上げます。

『いわて児童館テキスト』は、今後も毎年1巻ずつ、テーマを変えて発行を続けていく予定です。

子ども達を中心に据えて、子ども達の発達という縦の視点を大切に、子どもたちと向き合っていくために、今後とも児童館、放課後児童クラブをはじめとした、子育て・子育ち支援の現場で働くスタッフのみなさまのニーズに応えられるように情報を発信していくと共に、みなさまの元気の素となれるような児童館テキストを作成していきたいと思っております。

岩手県立児童館　いわて子どもの森

岩手県立児童館　いわて子どもの森

豊かな自然環境の残る奥中山高原西岳山麓に全国で22番目の大型児童館として平成15年5月5日にオープン

「おとなも子どもも、のんびり、ゆっくり、ぽけーっとしようよ」を基本コンセプトとして、子どもたちの心とからだがのびのびと解き放たれる環境づくりを第一に、五感を通して楽しみながらの遊びとまなびの体験ができるようソフト主体による館運営の考え方を開館当初より一貫して取り入れているほか、県内全域の児童館、放課後児童クラブ等職員の研修、子育ち・子育てネットワークづくりにも精力的に取り組んでいる。

所 在 地：岩手県二戸郡一戸町奥中山字西田子1468-2

T E L：0195-35-3888

F A X：0195-35-3889

<http://www.iwatekodomonomori.jp/>

開館時間：午前9時～午後5時(季節により変動あり)

休 館 日：火曜日、祝日の翌日(いずれも平日の場合)、12/29～1/1

他に年4回の整備休館、冬期月曜に臨時休館あり。

付属設備：まんてんハウス(自炊宿泊施設)、キャンプ場

入 館 料：無料

MEMO

